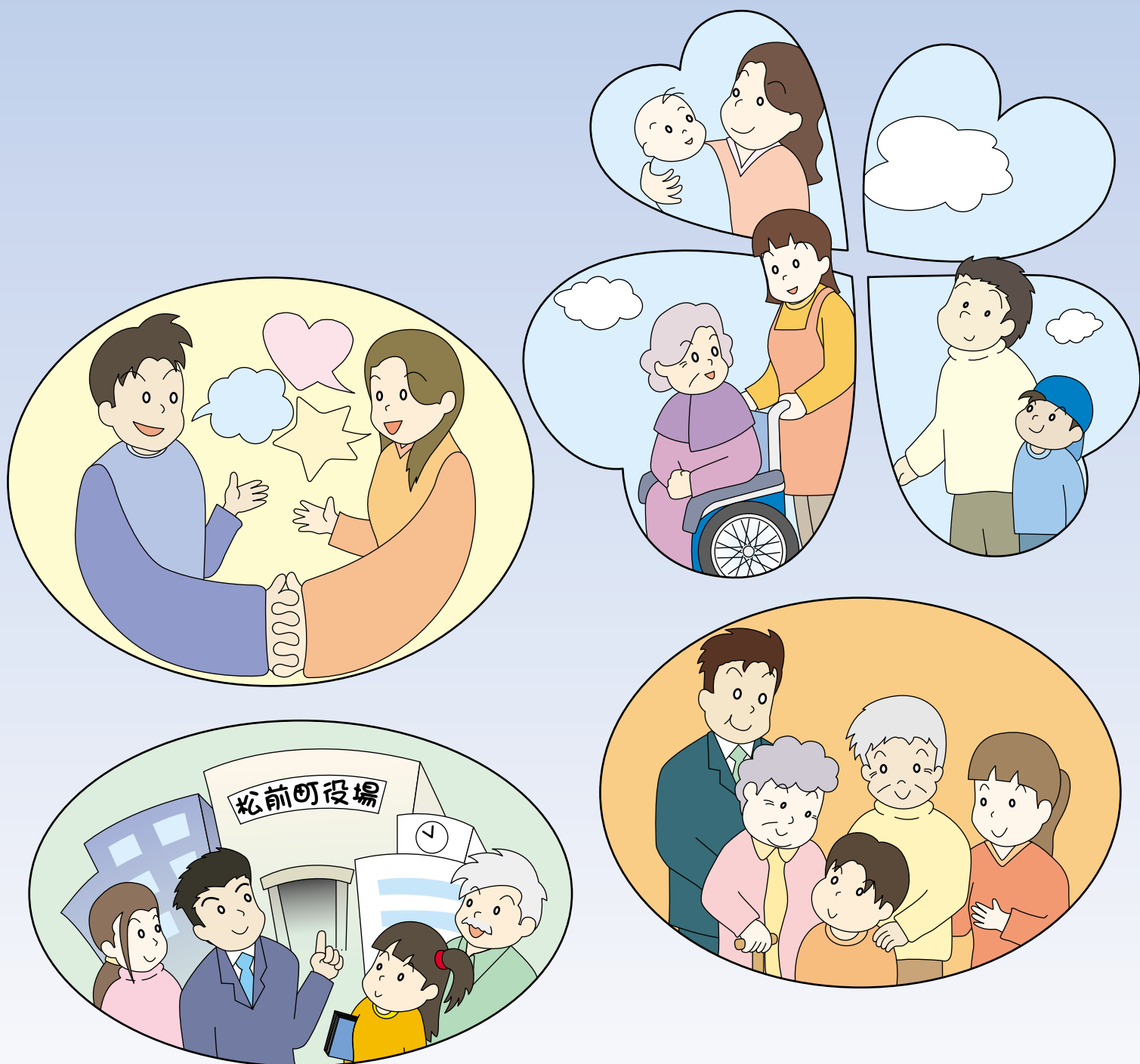


単独でのまちづくりの第一歩 !!

松前町の行政改革

皆様のご意見をお聞かせ下さい。
(裏面のアンケート調査票をお送り下さい。)



平成17年1月

えひめ けん まさき ちょう
愛媛県 松前町

「松前町の行政改革」の発刊にあたって

松前町長 白石 勝也



松前町が単独で、福祉、教育、安全、活力を基本とした「ライフタウン」を目指すためには、財政的にも体制的にも自立できる力をつけなければなりません。

しかし、平成16年度におきましては、国の「三位一体の改革」などにより大幅な財源不足が生じるとともに、今後も厳しい財政状況が予想されます。

そのため、住民の皆さんの代表等で組織する「松前町改革会議」を設置し、今までの行政運営の方法や制度を新たな視点で見直してきました。

この改革は、歳出を抑えることが勿論大きな目的ではありますが、同時に慣行的に続けてきた様々な事業をいったん立ち止まって見直し、その事業が本当に今の時代に必要なのか、効果があるのか基準を設けて考えてみようということでもあります。

そして、従来の「金」、「物」に頼りがちだった制度や事業を、知恵やアイデアを出して、人と人との助け合いでやっていくように発想を転換するとともに、全ての人に公平、平等という精神を大切にしつつ、本当に困っている人たちや弱い立場の人たちにどういう支援が必要なのかを考えていきたいと思えます。

これからも高齢者が生きがいを持って、笑顔で健康な暮らしができる施策を、子供たちが安心して勉強やスポーツに打ち込め、持っている個性を引き出せるような教育環境を作っていきたいと思えます。

そして、住民の皆さんがそれぞれの世代に応じた学習活動や文化活動を通じて、心豊かに生活できればと願っています。

この冊子は、これらの行政改革への取り組みをまとめたものです。住民の皆さんには、じっくりと読んでいただき、行政改革に対する考え方、取り組みをご理解いただきたいと思います。

冊子の最後に皆さんの意見を行政改革に反映するためのアンケート調査票をつけています。一人でも多くの方のお考えをお聞かせ下さい。

平成17年1月

| | | |
|------|------------------------|----|
| 第1 | なぜ、行政改革が必要か | 1 |
| 第2 | 松前町改革会議の設置について | 4 |
| 第3 | 行政改革の基本的な考え方について | |
| I | 改革の基本方針について | 7 |
| II | 松前町補助金等交付基準について | 9 |
| III | 松前町負担金等支出（見直し）の考え方について | 10 |
| IV | 使用料の改定について | 11 |
| V | 手数料の改定について | 13 |
| VI | 委員報酬について | 15 |
| VII | 高齢者施策について | 16 |
| VIII | 松前町の職員数及び給与について | 18 |
| 第4 | 「改革の基本方針」に基づく改革の見通し | 21 |

※ 行政改革に関するアンケート調査票（裏面）

第1 なぜ、行政改革が必要か

県内では市町村合併が進み、本年4月には20前後の市と町に再編される見通しとなる中で、私たちの町は単独でまちづくりを進めていくことになりました。それだけに今まで以上に行政改革を進め、自立できる力をつけなければなりません。

国は、「三位一体の改革」により地方への国庫補助負担金や地方交付税を削減する方針です。自立して真の地方分権を確立するためには、自らも改革を進めていかなければなりません。

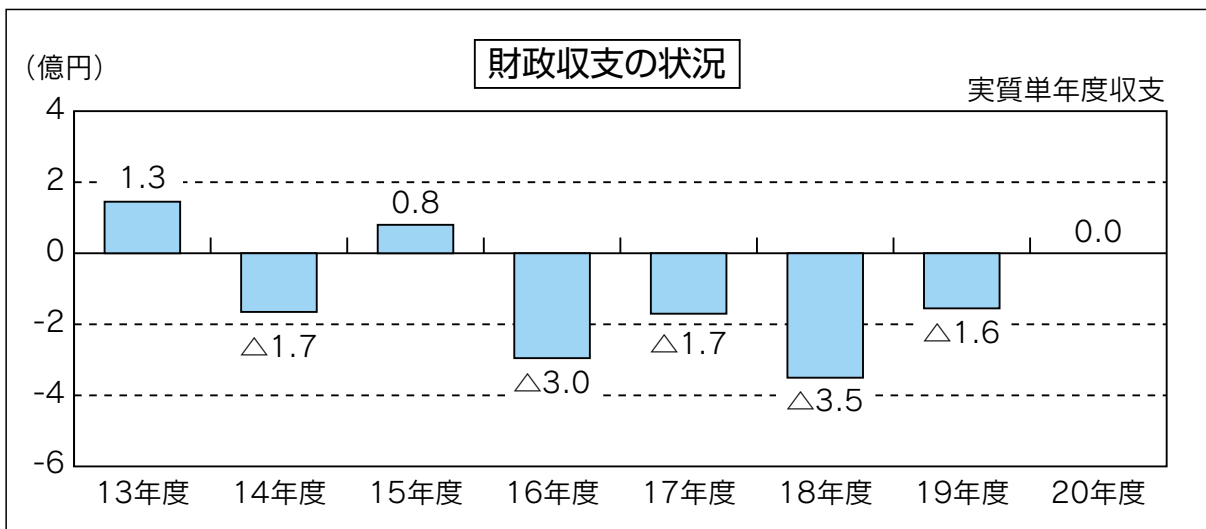
1 多発する赤字年度

松前町の近年の財政収支の推移をみると、バブル崩壊後の景気低迷に伴い町税収入が伸び悩むとともに、庁舎・松前公園体育館・福祉センター建設など大型の建設事業の実施や国の「三位一体の改革」による国庫補助負担金や地方交付税の削減により慢性的な歳入不足となり、赤字の年度が発生するなど、非常に厳しい状況となっています。

今後もこうした状況のまま推移すると、赤字を補てんしていた町の貯金である基金も平成21年度には底をつくこととなります。

2 行政改革の目標

平成15年度末に作成した松前町の**中期的な財政見通し**では、平成16年度3億円、平成17年度1億7千万円、平成18年度3億5千万円、平成19年度1億6千万円の赤字となっています。これを平均すると単年度当たり2億4千5百万円の赤字となるため、**支出の減と収入の増の合計額が2億5千万円**となるよう目標を定め、行政改革に取り組む必要があります。この目標が達成できれば、財政的にも体制的にも自立した、**単独でのまちづくりの第一歩**となります。



※ 実質単年度収支： 当該年度に措置された黒字要素（基金積立金、地方債繰上償還額）又は赤字要素（積立金取崩し額）を除外した場合に、単年度収支が実質的にどのようなようになったかをみるもの。



〈三位一体の改革は松前町へどう影響するの？〉

「三位一体の改革」は、国からの補助金削減、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しの3つを同時に行うもので、地方分権と行財政改革が狙いです。

松前町への影響は、平成16年度においては、国からの補助金が1億8,200万円削減され、税源移譲分として5,100万円が交付され、地方交付税の見直しとして前年度に比べ6,400万円が削減されました。これらを差引すると前年度に比べ1億9,500万円の収入減となる見込みです。

3 今までの行政改革への取組状況

松前町では、昭和60年度に行政改革大綱を策定以来、平成15年度までに4次にわたり大綱を策定し、町議会と緊密な連携のもと事務事業・組織機構の見直しや経費の節減・合理化等に計画的に取り組んできました。

これらの行政改革への取り組みの中で、白石町長が就任した平成12年度以降に、職員の人件費等の経費の削減を図った主なものは次のとおりです。

平成12年度と中期的な財政見通しの基準年度である平成15年度を比較してみると、人件費、各種手当、委託料等の見直しにより年間2億5,287万円の経費の削減を図ってきました。

しかし、今までに取り組んできました2億5,287万円の経費の削減に加え、「行政改革の目標」で示したとおり更に**2億5千万円**の収支の改善を図ることが必要になっています。

○平成12年度と平成15年度比較

| 項 目 | 内 容 | 削減額 |
|----------------|------------------------------------|---------|
| 議員報酬・手当の削減 | 議員定数の削減と手当の支給率の見直しを実施 | 864万円 |
| 町長等の給料・報酬の削減 | 町長等の給料の減額と手当の支給率の見直しを実施 | 127万円 |
| 職員の削減 | 職員13人の削減、金額に換算して1億543万円の削減を実施 | 1億543万円 |
| 給料の削減 | 職員の給料月額2.9%減額を実施 | 2,167万円 |
| 扶養手当の削減 | 職員の扶養手当の単価の減額を実施 | 165万円 |
| 期末・勤勉手当の削減 | 職員の期末・勤勉手当の支給率の削減を実施 | 3,430万円 |
| 時間外勤務手当の上限枠の設定 | 課別に時間外勤務手当の額の上限枠を設定し、時間外勤務手当の削減を実施 | 645万円 |
| 普通旅費(半日当)廃止 | 職員が出張した時に支給していた旅費(半日当)を全廃 | 302万円 |
| 食糧費の削減 | 食糧費の支出の精査 | 189万円 |
| 光熱水費の削減 | 冷暖房の温度設定、休憩時間の消灯等の徹底を実施 | 1,899万円 |

| | | |
|---------------|---------------------------|-----------|
| 職員福利厚生費の削減 | 職員の福利厚生事業の見直しを実施 | 840万円 |
| 消耗品費、印刷製本費の削減 | コピー代、事務用品等の節減、印刷方法の見直しを実施 | 793万円 |
| 委託料の削減 | 松前公園、文化センター等の管理委託の見直しを実施 | 3,323万円 |
| 合 計 | | 2億5,287万円 |



〈松前町の借金はいくらあるの?〉

地方債は、市町村が事業を実施する場合に政府や民間等から必要な資金を借り入れるもので、借金のことです。

松前町の地方債残高は、松前庁舎、松前公園体育館、松前町総合福祉センターなどの建設事業の実施などにより、平成8年度末には61億円だったものが平成15年度末には108億円になっており、この償還額が平成15年度は10億6千万円になっています。

○地方債を利用した主な建設事業

- ・ 松前総合文化センター 20億1千万円
- ・ 松前公園体育館 12億8千万円
- ・ 松前公園 13億2千万円
- ・ 松前庁舎 33億5千万円
- ・ 松前町総合福祉センター 20億5千万円



第2 松前町改革会議の設置について

21世紀の松前町には、財政的にも体制的にも真に自立したまちづくりが求められています。

しかし、中期的な財政見通しのとおり、支出の減と収入の増の合計額が2億5千万円になるように行政改革を実施する必要があります。また、今後ますます厳しい財政状況が予想されるため、これまでの行政運営の方法・制度を、新たな視点、斬新な発想で改革し、新たな住民ニーズに的確に対応する必要があります。

そのため、現在行っている事務事業を見直すために平成16年4月に松前町改革会議を設置し、住民の皆さんの意見を反映しながら行政改革を進めます。(松前町改革会議委員名簿はP30)

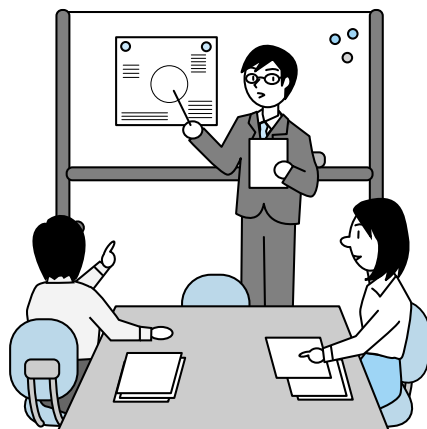
1 改革会議の目的について

松前町改革会議において、これまでの行政運営の方法・制度を、新たな視点・発想で改革し、真に自立した21世紀の松前町を構築するための基本方針を定めます。

2 基本方針の策定について

現在の松前町の財政状況の中では、平成16年度中であっても実施できる改革は順次実施しなければなりません。

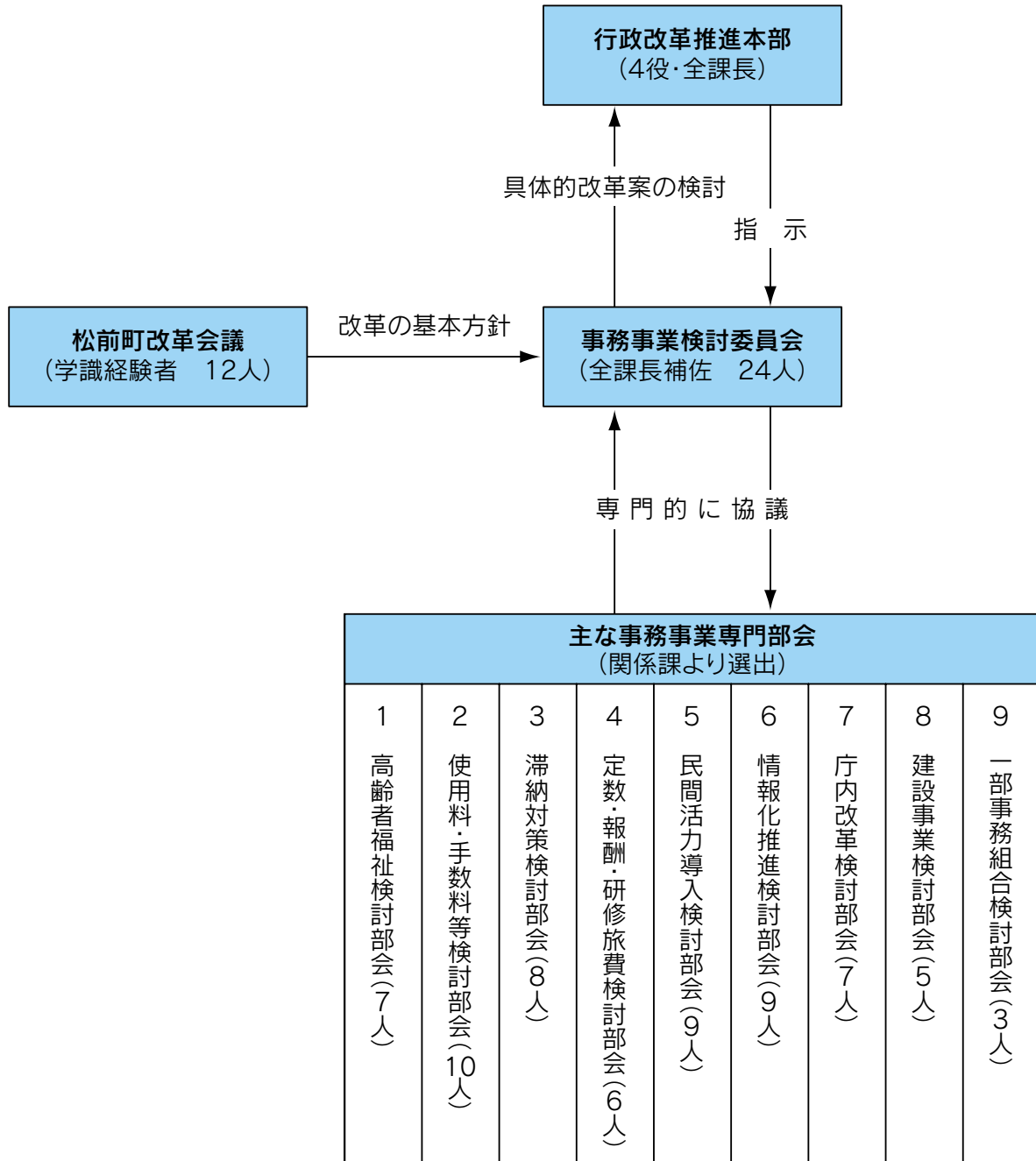
しかし、制度改革などを伴い、住民の皆さんへの周知が必要な改革については、平成17年度から反映できるよう当初予算編成方針を決定する平成16年10月までに、改革するための全てに共通する基本方針及び必要に応じ基本方針に基づいた個別の見直し基準を定めることにします。



3 松前町の改革に関する組織

- ① 松前町改革会議（学識経験者：改革の基本方針の策定）
- ② 松前町行政改革推進本部（4役・全課長：行政改革大綱の策定及び実施に関することを検討）
- ③ 松前町事務事業検討委員会（全課長補佐：改革を具体的に検討）
- ④ 松前町事務事業専門部会（関係課から選出：改革に関する専門的な事項を検討）

○組織図



4 行政改革の見通し

松前町改革会議において策定した「改革の基本方針」及び「個別の見直し基準」に基づき、行政改革推進本部を中心に町長以下全職員が一丸となって行政改革について検討してきました。その結果の概要を次ページ以降に掲載します。

○行政改革に関する協議・取組状況

| | | | | | |
|----|----------|------------------|----|----------|-------------------|
| 1 | 16. 4. 7 | 第1回 事務事業検討委員会 | 34 | 16. 7.22 | 第1回 庁内改革検討部会 |
| 2 | 16. 4. 9 | 第1回 改革会議 | 35 | 16. 7.23 | 第3回 滞納対策検討部会 |
| 3 | 16. 4.22 | 第2回 改革会議 | 36 | 16. 7.28 | 第3回 民間活力導入検討部会 |
| 4 | 16. 4.23 | 第2回 事務事業検討委員会 | 37 | 16. 8. 1 | 広報まさき 8月号 |
| 5 | 16. 4.27 | 第1回 行政改革推進本部会 | 38 | 16. 8. 4 | 第2回 合併浄化槽検討部会 |
| 6 | 16. 5. 1 | 広報まさき 5月号 | 39 | 16. 8.17 | 第3回 建設事業検討部会 |
| 7 | 16. 5.10 | 第1回 使用料・手数料等検討部会 | 40 | 16. 8.18 | 第1回 定数・報酬・研修等検討部会 |
| 8 | 16. 5.12 | 第1回 一部事務組合検討部会 | 41 | 16. 8.19 | 第3回 使用料・手数料等検討部会 |
| 9 | 16. 5.18 | 第3回 改革会議 | 42 | 16. 8.20 | 第2回 情報化推進検討部会 |
| 10 | 16. 5.21 | 第1回 民間活力導入検討部会 | 43 | 16. 8.23 | 第2回 庁内改革検討部会 |
| 11 | 16. 5.24 | 第3回 事務事業検討委員会 | 44 | 16. 8.24 | 第5回 事務事業検討委員会 |
| 12 | 16. 5.28 | 第1回 滞納対策検討部会 | 45 | 16. 8.30 | 第4回 行政改革推進本部会 |
| 13 | 16. 5.31 | 第2回 行政改革推進本部会 | 46 | 16. 9. 1 | 広報まさき 9月号 |
| 14 | 16. 6. 7 | 第1回 建設事業検討部会 | 47 | 16. 9.17 | 9月議会 諸般の報告 |
| 15 | 16. 6. 8 | 第4回 改革会議 | 48 | 16. 9.30 | 第5回 行政改革推進本部会 |
| 16 | 16. 6.11 | 第1回 高齢者福祉検討部会 | 49 | 16.10. 1 | 第4回 建設事業検討部会 |
| 17 | 16. 6.15 | 議員全員協議会 | 50 | 16.10. 7 | 第2回 消防水利等検討部会 |
| 18 | 16. 6.17 | 6月議会 諸般の報告 | 51 | 16.10. 8 | 第2回 定数・報酬・研修等検討部会 |
| 19 | 16. 6.24 | 第4回 事務事業検討委員会 | 52 | 16.10. 8 | 第3回 情報化推進検討部会 |
| 20 | 16. 6.28 | 第2回 一部事務組合検討部会 | 53 | 16.10. 8 | 第3回 庁内改革検討部会 |
| 21 | 16. 6.29 | 第2回 使用料・手数料等検討部会 | 54 | 16.10.13 | 第6回 事務事業検討委員会 |
| 22 | 16. 6.29 | 第3回 行政改革推進本部会 | 55 | 16.10.18 | 第7回 事務事業検討委員会 |
| 23 | 16. 7. 1 | 広報まさき 7月号 | 56 | 16.10.20 | 第5回 高齢者福祉検討部会 |
| 24 | 16. 7. 1 | 第2回 高齢者福祉検討部会 | 57 | 16.10.26 | 第6回 行政改革推進本部会 |
| 25 | 16. 7. 2 | 第2回 滞納対策検討部会 | 58 | 16.10.28 | 第4回 民間活力導入検討部会 |
| 26 | 16. 7. 6 | 第3回 高齢者福祉検討部会 | 59 | 16.10.29 | 第6回 高齢者福祉検討部会 |
| 27 | 16. 7. 7 | 第2回 民間活力導入検討部会 | 60 | 16.10.29 | 第7回 行政改革推進本部会 |
| 28 | 16. 7.12 | 第1回 合併浄化槽検討部会 | 61 | 16.11. 4 | 第8回 事務事業検討委員会 |
| 29 | 16. 7.12 | 第5回 改革会議 | 62 | 16.11.12 | 第8回 行政改革推進本部会 |
| 30 | 16. 7.15 | 第1回 消防水利等検討部会 | 63 | 16.11.22 | 第6回 改革会議 |
| 31 | 16. 7.15 | 第2回 建設事業検討部会 | 64 | 16.11.26 | 議員全員協議会 |
| 32 | 16. 7.16 | 第4回 高齢者福祉検討部会 | 65 | 16.11.29 | 第9回 行政改革推進本部会 |
| 33 | 16. 7.22 | 第1回 情報化推進検討部会 | 66 | 16.12. 2 | 第7回 改革会議 |

第3 行政改革の基本的な考え方について

行政改革を進めるにあたっての基本的な考え方を次のように定め、自立できるまちづくりに向け行政改革に取り組みます。

I 改革の基本方針について

現在行っている事務事業を見直すための改革の基本方針は、松前町の現状と課題を踏まえ、住民ニーズに対応したサービスの維持と健全な財政運営の両立を目指し、次のとおり定めます。

1 住民の理解と民間資源の活用を基本に改革する

改革を進めるためには、行政情報をわかりやすく提供し、情報の共有化を図り、住民の理解を得ながら地域全体で取り組む必要がある。

また、住民は「自分のことは自分です。」という意識のもと、行政とそれぞれの役割を担っていくものとする。公共施設の管理・運営については、民間資源を積極的に活用する。

《特に関係する松前町の課題》

新たな収入源の確保、民間活力の導入



2 聖域なく改革する

改革は、歳入・歳出に関する全ての事務事業を対象にし、運営費等を負担している一部事務組合等の外部組織についても統廃合を含め経費の削減を図る。また、報酬等についても社会情勢の変化や周辺市町村の動向を総合的に勘案し、必要性和適正な額を検証する。

町有財産のうち、学校・公園等の行政財産以外の普通財産に未利用の財産があることから、具体的な利用目的のない財産については、積極的な有効利用、処分を図る。

《特に関係する松前町の課題》

町有財産の有効利用、報償費・補助金・負担金の見直し
委員会の報酬等の見直し

3 ゼロベースで改革する

全ての事務事業は、先例や慣行にとらわれることなく、厳しい財政状況の中でも実施すべき事業かどうかをゼロベースで見直す。

役務に対する報償費や特定の施策を推進するための補助金であっても、社会情勢の変化に伴い必要性を検討する。

《特に関係する松前町の課題》

報償費・補助金・負担金の見直し

4 公正の確保を基本に改革する

全ての事務事業は、誰に対しても説明責任が果たせ、かつ、広く住民の福祉向上に資するものであるかどうかの視点で見直す。

受益者負担については、公平性の観点や近隣市町村の水準等を勘案し総合的に見直す。また、負担の公平や納税義務の履行の観点からも収納率の向上に努める。

《特に関係する松前町の課題》

町税等の収納率の向上、受益者負担の適正化

5 最小の経費で最大の効果を挙げるように改革する

全ての事務事業を実施するにあたっては、事業の成果が同じであればより安い経費に変更し、限られた財源を有効利用する。

縦割り行政の弊害を取り除き、簡素で効率的な行政運営を図るため既存組織の再編を行う。また、常にコスト意識、問題意識をもつように職員の意識改革を進めるとともに、合わせて人件費の抑制を図る。

《特に関係する松前町の課題》

人件費の抑制、組織の再編と職員の意識改革



〈補助金等の支出状況はどうなっているの？〉

補助金は、公益上松前町が特に推進する必要がある活動や事業に対し交付するものであり、住民団体の活動や各種団体の運営を支援するために交付しています。

松前町が交付している補助金等は、平成15年度決算で75件、金額にして1億9,600万円となっています。その財源は、松前町の一般財源が1億4,900万円、全体の76%となっています。

Ⅱ

松前町補助金等交付基準について

松前町補助金等交付基準の策定にあたって

補助金は、地方自治法の規定に基づき公益上必要と認められる場合に交付できるものであり、補助金の交付が公益上必要であるか否かについては、透明性・公平性を確保して客観的に判断する必要があります。

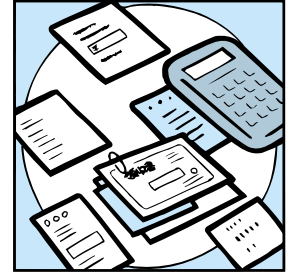
また、その必要性、効果及び交付された補助金が的確に使用されるか否かについても判断する必要があります。

そのため、松前町補助金等交付基準は、

- ① 補助対象となる事業の基準
- ② 補助事業の効果に基づく基準
- ③ 補助金が的確に使用されるか否かの基準

の3つの基準で構成します。

なお、既存の補助金については、松前町補助金等交付基準を基に、「改革の基本方針」の「聖域なく改革する」、「ゼロベースで改革する」の2つの基本方針を特に重視し、見直すものとします。



松前町補助金等交付基準

この基準は、地方自治法第232条の2に規定する公益上必要がある場合の補助金の交付について、透明性・公平性を確保するとともに、適正かつ効果のあるものとするため必要な事項を定めるものである。

(1) 補助対象となる事業の基準

- ① 松前町が推進する事業であること。
- ② 国・県の補助金等を財源の一部として充てる事業のうち、松前町からの補助が義務的な事業であること。

(2) 効果に基づく基準

- ① 補助金等の交付が公益上必要であること。
- ② 事業の目的が社会経済情勢と合致していること。
- ③ 住民と行政との役割分担において、補助事業として認められること。

(3) 的確性に基づく基準

- ① 補助金等の支出が要綱等に基づいていること。
- ② 団体等の会計処理及び使途が適切であること。
- ③ 補助金等の額は、決算における繰越金の額と比べて適正であること。
- ④ 補助金等の額は、事業の規模に応じたものであること。
- ⑤ 補助金等については、交付期間を定めること。
- ⑥ 目的が達成された事業や自立が認められる団体でないこと。
- ⑦ 国・県等の補助に伴う補助金等の終期は、国・県等に合わせること。
- ⑧ 同一又は類似目的の補助金等については、整理・統合を図ること。

(4) その他

新規の補助事業は、スクラップ・アンド・ビルド（新規事業は、既存事業を見直し、その財源で行う。）の考え方を基本にする。

Ⅲ

松前町負担金等支出（見直し）の考え方について

松前町負担金等支出（見直し）の考え方の策定にあたって

負担金は、関係市町村が協議により規約等を定め、共同で事務処理を行うために要した経費を負担するものです。

そのため、松前町の考えで負担金を減額・廃止することは困難な場合が多くあります。

しかし、松前町として負担金を支出する場合の考え方、既存の負担金を見直す場合の考え方は、次のとおりとします。

なお、既存の負担金については、「改革の基本方針」の「聖域なく改革する」、「ゼロベースで改革する」の2つの基本方針を特に重視し、見直すものとします。

松前町負担金等支出（見直し）の考え方

負担金は、主に関係市町村の協議により規約等を定め、それに基づき支出しているため、松前町の判断のみで減額・廃止することは困難な場合が多い。しかし、今後新たに負担金を支出する場合及び既存の負担金を見直す場合は、次の考え方によるものとする。

- (1) 負担が公益上必要であること。
負担した事業の効果や活動の影響が公益上必要であること。
形式的、習慣的に支出していないか、その効果を十分検証すること。
- (2) 負担の目的が社会情勢と合致していること。
創設（入会）当時に比べ、必要性が低下したものでないこと。また、既に目的が達成されたものでないこと。
- (3) 負担先の会計処理及び用途が適正であること。
直接事業の目的に結びつかない経費や社会一般通念上公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費に支出していないこと。
経常的に先進地への研修や視察を行っている場合は、その効果を十分検証すること。
- (4) 負担金の額が効果に比べて適正であること。
負担金の額とその効果を総合的に判断し、他の負担金と整合性が図れているものであること。
- (5) 目的が同一、類似のものは、統合を図ること。
同一又は類似の目的のための事業を行っているものは、統合に努めること。



〈負担金の支出状況はどうなっているの？〉

松前町が平成16年度に予算計上した負担金は231件、金額にして8億6,200万円となっています。そのうち消防（3億3,700万円）、ごみ処理（1億1,400万円）、し尿処理（2億7千万円）等の一部事務組合への負担金が7億8,100万円、全体の約90%になっています。

一部事務組合は、行政区域を越えた取り組みが必要とされたり、松前町単独で実施するより効率的な処理が可能となる等の理由によって複数の市町村が共同して事務処理をするもので、松前町は7つの一部事務組合に加入しています。

Ⅳ 使用料の改定について

1 使用料とは

使用料は、松前公園体育館、松前総合文化センターなど町の施設の維持管理費の全部又は一部を、その施設の利用者に負担してもらうものです。

2 松前町における使用料の状況

現在、松前町において規定されている使用料のうち施設の使用料については、施設の整備時に制定して以来改定が行われていません。また、国等の補助基準において使用料徴収基準が定められているものについても、基準額に比べ低額となっているものがあります。

こうした使用料については、「負担の公平性」を確保する観点から、その見直しが必要となっています。



3 使用料改定の基本的方針

(1) 改定対象使用料

使用料の改定については、全ての使用料について見直しを行うものですが、使用料の徴収を伴う行政サービスについては、様々な行政目的があり、全て同一の基準を策定することは困難です。このため、今回の見直しについては、不特定の住民に対する施設の貸し出しについて、統一的な考え方を整理することとします。

対象施設：総合福祉センター、松前公園、町内小中学校夜間開放施設、
東・西・北・中央公民館、総合文化センター、町民グラウンド

(2) 基本的な考え方

使用料は、利用者（受益者）に、施設の維持・管理に要する費用を負担してもらうものであり、施設の運営に要する経費を基に算定を行うことが望ましいが、運営コストを基に算定を行うと、建築年数や面積等により一律な取り扱いは困難です。

このため、今回は施設ごとに独自の運用を行っている減免規定について見直しを行い、統一的な基準を定めることとします。

使用料の減免規定の基本的な考え方

施設の貸し出しに係る減免については、公平性確保の観点から、可能な限り統一的な取り扱いとする。

(1) 減免事項及び減免率

減免率については、収納事務の簡素化の観点から、全額又は半額免除とする。

施設の減免事項については、基本的に次のとおり取り扱うこととする。

【全額免除】

- ・町又は教育委員会が主催若しくは共催する事業
- ・町立の保育所、幼稚園、小中学校が教育目的で使用する場合
- ・国、県その他の行政機関が行政目的を達成するために使用する場合
- ・町立の保育所、幼稚園、小中学校に在籍するものを構成員とする団体が使用する場合

【半額免除】

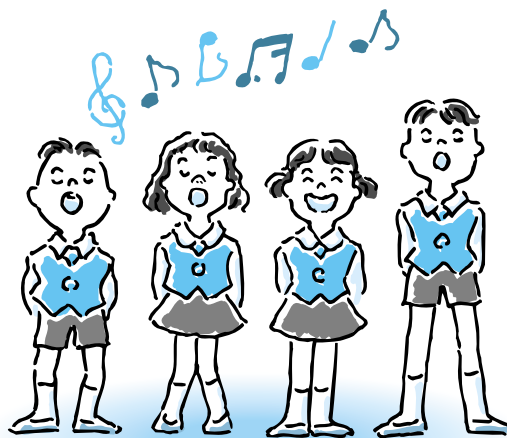
- ・町又は教育委員会が協賛若しくは後援する事業
- ・構成員の半数以上が町立の中学生以下の団体が使用する場合

※ 町内の各種団体が使用する場合

以上の全額又は半額免除の規定に加え、施設ごとに設置目的が異なることから、施設ごとに全額又は半額免除を規定する。ただし、松前公園には半額免除を適用しない。

(2) 減免規定の取扱い

減免規定の取り扱いについては、必要最小限に限定するとともに、むやみに拡大解釈等をしないよう留意する。



V 手数料の改定について

1 手数料とは

手数料は、住民票、納税証明書の発行など町が特定の者に対し提供するサービスについて、そのサービスに要する経費の全部又は一部を負担してもらうものです。

2 松前町における手数料の状況

現在、松前町において規定されている手数料については、新たに発生した事務や、政令等において規定されている事務を除き、昭和56年度以降改定が行われていないものが多数あります。

この改定されていない手数料については、町が提供するサービスにかかる経費に見合う額となっていないため、「負担の公平性」を確保する観点から、その見直しが必要となっています。



3 手数料改定の基本的方針

手数料の改定については、本来、全ての手数料について見直しを行うものですが、手数料には様々なサービスに伴うものがあり、改定について全て同様の考え方に基づくことは困難です。このため、今回の検討においては、同様のサービス提供を行っている各種証明業務及び許認可業務について、統一した基本方針を定めることとします。

対象事務：住民票謄抄本等の交付、印鑑登録・証明、税関係証明、ナンバープレート再交付、
廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可等

手数料改定に係る基本的な考え方

手数料は、利用する者、しない者に関係なく必要な台帳整備などの費用は除き、それ以外のサービスを提供するために要する費用を利用者（受益者）に負担してもらうものであり、原則として負担率は100%とする。

このため、今回の改定は、サービスを提供するのに要する経費を基に算定を行うこととするが、住民負担の急激な増加を避けるため、改定率の上限を設定する。

| 現行手数料額 | 改定率の上限 |
|----------------------|--------|
| 100円以下のもの | 100% |
| 100円を超え500円以下のもの | 50% |
| 500円を超え2,000円以下のもの | 40% |
| 2,000円を超え5,000円以下のもの | 30% |
| 5,000円を超えるもの | 20% |

改定額の算定にあたっては、次の原則に基づき行うこととする。

- ① 特定のサービス提供にかかる経費を賄える額であること。
- ② 手数料の改定率が上限を超えないこと。
- ③ 他の類似する手数料とのバランスを考慮すること。
- ④ 近隣市町の手数料からみて突出した額とならないこと。

4 手数料原価（コスト）の算定

手数料改定の基礎となるサービス提供に要するコストについては、次のとおり算定します。庁舎経費（電気代等）については積算不可能なため、対象外とします。なお、手数料については、50円単位とし、端数は切り捨てとします。

- ◎事務処理に要する人件費（給料・手当・共済費）
- ◎申請用紙等の作成に要する経費
- ◎証明書等用紙作成及び記載にかかる経費
- ◎電算システム経費
- ◎その他経常的経費

5 定期的な検討

手数料の額を常に適正な額としておく必要があるため、社会経済情勢の変化、住民への周知期間等を考慮し、今後も3年ごとに検討を行うこととします。



VI 委員報酬について

報酬は、議会議員、委員会の委員等の非常勤の職員に対して支給するものであり、議員以外の者に対しては、原則としてその勤務日数に応じ支給することになっています。

1 報酬の種類について

(1) 議員報酬

地方公共団体の議会の議員に対して支払われる報酬です。

(2) 委員報酬

地方自治法に規定する教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員に対し支払われる報酬です。

(3) 非常勤職員報酬

地方自治法に規定する情報公開審査会、特別職報酬等審議会、国民健康保険運営協議会等の委員に対して支払われる報酬です。

2 報酬等の改定の現状について

町長等の給料、議会議員の報酬は、一般職員の給与の改定状況、財政状況等を踏まえ、第三者で組織する松前町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）に諮り改定を行っています。

委員等の報酬については、平成9年度までは町長等の給料及び議員報酬の改定状況を踏まえて、適宜見直しを行っています。

しかし、平成10年度以降は、それぞれ別個の取り扱いとなっているため、一定の基準に基づき審議会に諮る必要があります。

また、審議会に諮ることとなっていない委員の報酬についても、一定の基準に基づき改定する必要があります。

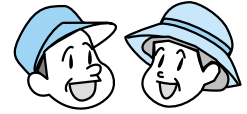
報酬等の改定方法について

- (1) 審議会を原則2年に1回の開催から、毎年開催とし、町長等の給料、議員報酬について検討する。
- (2) 市町村に必置となっている教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員の報酬についても審議会の意見を基に検討する。
- (3) その他の委員の報酬についても、審議会での意見を踏まえ、毎年検討する。

VII 高齢者施策について

1 松前町の高齢者施策の現状

松前町の高齢者施策については、第3次松前町総合計画及び総合計画と整合性を持たせ平成15年3月に策定した「松前町老人保健福祉計画及び第2期介護保険事業計画」に基づき、具体的に各種施策を推進しています。



2 高齢者の生きがいとやりたいこと、高齢者施策への要望

「松前町老人保健福祉計画及び第2期介護保険事業計画」策定時に実施した65歳以上の町民に対するアンケート結果によると、「友人との付き合い」、「健康・体力づくり」、「働くこと」、「趣味の活動」が、生きがいを感じる活動、今後やりたいことの上位になっています。一方、わが国では、平成27年には「ベビーブーム世代」が高齢期（65歳）を迎え、国民の4人に1人が高齢者となる超高齢社会の到来が予想されています。

現在、国においては、介護保険法施行5年後の制度の見直しに向けて検討中ですが、今までの介護サービスから要介護状態の予防・改善を重視した「予防重視型システム」へ転換することとしています。

◎町民アンケート結果(複数回答)

| 順位 | 生きがいを感じる活動 | 今後やりたいこと |
|----|-----------------|---------------------|
| 1位 | 家族とのだんらん(40.2%) | 健康・体力づくり(31.2%) |
| 2位 | 友人との付き合い(39.9%) | 友人との付き合い(26.9%) |
| 3位 | 健康・体力づくり(27.7%) | 趣味の活動(20.3%) |
| 4位 | 働くこと(27.7%) | 家族とのだんらん(18.6%) |
| 5位 | 趣味の活動(24.4%) | 学習・教養活動(16.6%) |
| 6位 | 学習・教養活動(14.2%) | パソコン・インターネット(15.0%) |

3 今後取り組むべき必要があると考える施策の方向性

今後は、これまでの各種施策の実施状況、高齢者の意識調査及び福祉の動向を踏まえ、高齢者の「健康づくり」、とりわけ介護予防に視点を置いた取り組みが必要と考えます。

また、介護予防の効果的な実施により、健康に関心を持ってもらうことで家庭において明るく楽しい生活を送ってもらい、これが介護保険のサービス及び生活支援サービスの給付の抑制にもつながるものと思われれます。

また、こうした取り組みによる健康を基本に、「高齢者同士のふれあい」、「学習できる環境」、「就労機会の確保」にも積極的に取り組んでいくことが必要です。



〈毎年支出が増加している経費は何ですか？〉

- ① 高齢者福祉に要する経費
平成12年度は5億3,900万円でしたが平成15年度には7億円と1億6,100万円増加しています。
- ② ごみ処理をするための負担金
平成12年度1億1,400万円でしたが平成15年度には1億3,500万円と2,100万円増加しています。また、ごみ焼却施設の改築に要した経費は平成12年度から平成15年度までの合計で5億6,300万円になっています。
- ③ 可燃ごみの収集・運搬や不燃ごみの運搬・処理に要する経費

平成12年度は2億1,500万円でしたが平成15年度には2億2,500万円と1,000万円増加しています。

④ し尿処理をするための負担金

施設の老朽化による建替等も影響し、平成12年度には1億300万円でしたが、平成15年度には2億2,100万円と1億1,800万円増加しており、今後もこの水準で推移するものと思われます。

○ 高齢者福祉に要した主な経費の年次推移

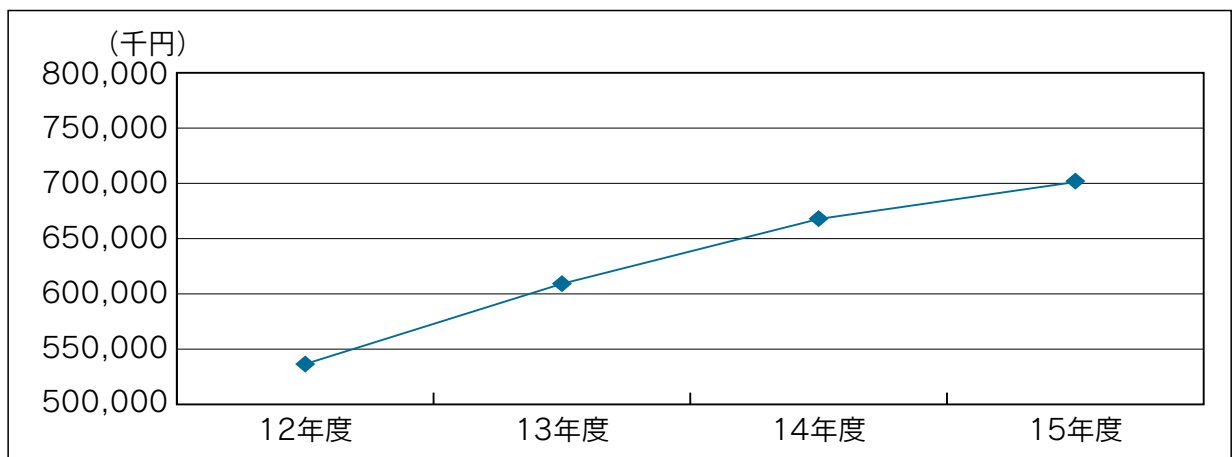
介護保険制度が導入された平成12年度から平成15年度までに高齢者福祉に要した主な経費の年次推移をみると、平成12年度は5億3,900万円でしたが、平成15年度には7億円となり、4年間で1億6,100万円増加しています。

前年度伸率では、平成13年度は113.2%、平成14年度は109.3%、平成15年度は104.9%となっており、平成12年度と平成15年度の伸率では129.8%と約30%の伸びとなっています。

○ 高齢者福祉費の年次推移

(単位:千円、%)

| 年 度 | 12 年 度 | 13 年 度 | 14 年 度 | 15 年 度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 高齢者福祉費 | 539,753 | 611,041 | 667,916 | 700,681 |
| 前年度伸率 | — | 113.2 | 109.3 | 104.9 |



○ 高齢者施策の見直す予定の施策と創設・充実する施策の比較

(単位:千円)

| 見直す予定の施策 | | | 創設・充実する施策 | | |
|-----------------------|--------|--------|-------------------|--------|--------|
| 区 分 | 削減額 | うち一般財源 | 区 分 | 事業費 | うち一般財源 |
| 敬 老 年 金 の 廃 止 | 32,263 | 32,263 | シルバー人材センター開設補助 | 2,380 | 1,698 |
| 入浴サービスの廃止 | 5,971 | 5,971 | 転倒予防教室 | 300 | 75 |
| 敬老会事業の見直し (内容の見直し) | 8,000 | 8,000 | 筋力向上トレーニング | 6,920 | 1,730 |
| | | | 生涯現役、健康体操教室 | 2,000 | 500 |
| 金婚者事業の見直し (内容の見直し) | 686 | 686 | 高齢者水泳教室 | 1,440 | 360 |
| | | | 総合健診基本料金無料 | 3,118 | 3,118 |
| | | | 高齢者虐待防止ネットワーク運営事業 | 200 | 50 |
| 合 計 | 46,920 | 46,920 | 合 計 | 16,358 | 7,531 |

※ 創設・充実する施策の具体的内容は、26頁に掲載

VIII 松前町の職員数及び給与について

松前町の職員数の年次推移をみると、平成12年度には239人でしたが平成15年度は226人と13人、5.4%の削減を図っています。

○職員数の推移（特別会計を含めた全職員数）

(単位:人)

| 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 15年度－12年度 |
|------|------|------|------|------------|
| 239 | 235 | 231 | 226 | △13(△5.4%) |

平成12年度と平成15年度の職員数を比較してみると13人削減しているため、人件費に換算すると1億543万円（平成15年度決算で職員一人当たりの平均給与（給料、手当、共済費、退職手当組合負担金等）は、811万円である。）の削減を図ったこととなります。

今後も、3年ごとに職員数の適正化目標を定める職員適正化計画に基づき、更に職員の削減を図っていきます。

1 職員数について

周辺市町との職員数の比較

市町村の職員数は、その人口規模、産業構造等により違いはありますが、松前町の職員数が適正かどうかをみるため、県内で2万人以上の人口を擁する重信町、砥部町、県内12市及び双海町、中山町の職員数と比較してみます。（統一した最新資料である平成14年度で比較）

○人口千人当たりの職員数（平成14年度：特別会計除く）

(単位:人)

| 区 分 | 人口 15.3.31 | 職員数 | 千人当たり | 区 分 | 人口 15.3.31 | 職員数 | 千人当たり |
|-------|---------------|-------|-------|-------|---------------|-----|-------|
| 松 山 市 | 475,274 | 2,431 | 5.1 | 東 予 市 | 33,485 | 262 | 7.8 |
| 西 条 市 | 59,321 | 305 | 5.1 | 宇和島市 | 61,423 | 487 | 7.9 |
| 今 治 市 | 117,455 | 643 | 5.5 | 砥 部 町 | 21,433 | 175 | 8.2 |
| 新居浜市 | 127,664 | 733 | 5.7 | 伊 予 市 | 31,224 | 256 | 8.2 |
| 松 前 町 | 31,427 | 200 | 6.4 | 八幡浜市 | 32,425 | 281 | 8.7 |
| 北 条 市 | 28,814 | 197 | 6.8 | 伊予三島市 | 38,044 | 345 | 9.1 |
| 重 信 町 | 22,770 | 173 | 7.6 | 大 洲 市 | 38,984 | 393 | 10.1 |
| 川之江市 | 38,436 | 294 | 7.6 | 双 海 町 | 5,515 | 70 | 12.7 |
| | | | | 中 山 町 | 4,569 | 63 | 13.8 |

(資料:平成14年度市町村別決算状況調)



住民千人当たりの職員数は、松山市、西条市が5.1人、今治市が5.5人、新居浜市が5.7人と5人台となっています。6人台は松前町6.4人、北条市6.8人、7人台は重信町外3市、8人台は砥部町外2市となっています。

双海町は12.7人、中山町は13.8人と松前町の約2倍の職員数になっています。



〈松前町の職員は多いの？少ないの？〉

全国で松前町と同規模の人口、産業構造の町の職員数と松前町の職員数を比較してみると、4人少ない（一般行政）状況になっています。

個別に見てみると、税の収納担当職員、保育士、保健センターの保健師、栄養士、国土調査職員が類似団体より多くなっています。

2 職員の給料について

(1) 住民一人当たりの給与費比較

職員の給与を一定の基準により比較するために、職員給与費を人口で割り、住民一人当たりの給与費を算出し比較してみます。

今治市と松前町の2市町が34,000円台となっています。

重信町36,000円台、西条市37,000円台、松山市・新居浜市38,000円台となっています。双海町67,000円台、中山町70,000円台となっています。

○ 住民一人当たりの職員給与費の状況（平成14年度：特別会計除く）

（単位：千円）

| 区 分 | 職員給与費 | 1人当たり | 区 分 | 職員給与費 | 1人当たり |
|---------|------------|-------|-----------|-----------|-------|
| 今 治 市 | 4,051,758 | 34.5 | 東 予 市 | 1,533,426 | 45.8 |
| 松 前 町 | 1,090,522 | 34.7 | 川 之 江 市 | 1,834,767 | 47.7 |
| 重 信 町 | 829,817 | 36.4 | 北 条 市 | 1,385,711 | 48.1 |
| 西 条 市 | 2,216,941 | 37.4 | 八 幡 浜 市 | 1,609,508 | 49.6 |
| 松 山 市 | 18,229,796 | 38.4 | 宇 和 島 市 | 3,060,618 | 49.8 |
| 新 居 浜 市 | 4,962,157 | 38.9 | 伊 予 三 島 市 | 2,084,440 | 54.8 |
| 伊 予 市 | 1,351,182 | 43.3 | 大 洲 市 | 2,183,846 | 56.0 |
| 砥 部 町 | 940,425 | 43.9 | 双 海 町 | 370,612 | 67.2 |
| | | | 中 山 町 | 323,633 | 70.8 |

（資料：平成14年度市町村別決算状況調）

※ 職員給与費は、給料、扶養手当、児童手当等の諸手当を含む。

(2) ラスパイレス指数の状況

職員の給与は、勤務年数、年齢、職種等によって変わるため職種別、年齢別、地位別の区分を行い一定の算式によって表すラスパイレス指数（国を100とし、指数の高いほど給与が高い。）によって比較してみます。

ラスパイレス指数が100を超えているのは松山市、新居浜市であり、松前町は91.9で、双海町とともに91台となっています。

○ ラスパイレス指数（平成16年度：一般行政職（保育士、教諭、調理員等除く））

| 区 分 | 指 数 | 区 分 | 指 数 |
|---------|-------|-------|------|
| 松 山 市 | 101.8 | 東 予 市 | 94.9 |
| 新 居 浜 市 | 100.3 | 北 条 市 | 93.3 |
| 西 条 市 | 97.7 | 大 洲 市 | 92.7 |
| 今 治 市 | 97.0 | 松 前 町 | 91.9 |
| 伊 予 市 | 96.5 | 双 海 町 | 91.6 |
| 八 幡 浜 市 | 95.7 | 重 信 町 | 90.5 |
| 宇 和 島 市 | 95.4 | 砥 部 町 | 89.9 |
| | | 中 山 町 | 87.6 |



※川之江市、伊予三島市は合併したため公表されていない。

3 松前町の職員数及び給与について

- (1) 松前町は、県内の市町及び全国の類似団体と比較しても少ない職員数で行政運営を行っています。
- (2) 給与は、住民一人当たりの給与費及びラスパイレス指数を比較してみても少ない状況です。

更に組織の再編を行うとともに、常にコスト意識、問題意識を持てるように職員の意識改革を進め、職員の削減により人件費の抑制を図ります。



〈特別会計って何なの？〉

松前町においては、水道事業、国民健康保険、老人保健、介護保険、公共下水道事業の5つの特別会計があります。

特別会計は、それぞれの事業を行うのに必要な経費を、税金ではなく原則として水道料、保険料などで賄うものです。

例えば、水道事業特別会計であれば、安全な水を配水するために施設を整備すれば、それに要した経費を水道料金で賄います。

第4 「改革の基本方針」に基づく改革の見直し

松前町改革会議において定めた「改革の基本方針」及び「個別の見直し基準」に基づき、松前町行政改革推進本部を中心に町長以下全職員が一丸となって現在実施している事務事業を見直した結果、平成19年度には「行政改革の目標」である2億5千万円の収支の改善が図られ、松前町単独で自立できる見通しです。

I 平成16年度当初から取り組んだ改革

平成16年度当初から、庁舎・福祉センター・文化センターの管理、電話交換などの委託業務を見直し2,416万円、建設事業の予算枠の設定、工事入札方法の見直しなどにより6,330万円、その他の業務の見直しを含め総額で9,486万円の改革を行いました。

II 平成17年度以降の主な改革の見直し（抜粋）

改革を行うために制度改正などの手続きが必要となるため、平成17年度から実施する主な改革は次のとおりです。詳細については、次頁以降に掲載しています。

※ 番号は次頁以降の項目番号、削減額の△は新たに要する経費

1 住民サービスの向上に関する見直し

| | 番号 | 削減額(千円) |
|--------------------------|-----|---------|
| ① 町民課住民係窓口業務の改善 | 1-⑤ | — |
| ② ふるさとライブラリーの運営方法の改善 | 1-⑥ | 10,543 |
| ③ 小規模シルバー人材センター育成支援事業の創設 | 3-⑫ | △1,698 |
| ④ 転倒予防教室事業の創設 | 3-⑬ | △ 75 |
| ⑤ 高齢者筋力向上トレーニング事業の創設 | 3-⑭ | △1,730 |
| ⑥ 生涯現役、健康体操教室事業の創設 | 3-⑮ | △ 500 |
| ⑦ 高齢者水泳教室の創設 | 3-⑯ | △ 360 |
| ⑧ 総合健診支援事業の創設 | 3-⑰ | △3,118 |
| ⑨ 高齢者虐待防止ネットワーク運営事業の創設 | 3-⑱ | △ 50 |

2 補助金・負担金の見直し

| | 番号 | 削減額(千円) |
|--------------------------------|-----|---------|
| ① 補助金等の見直し（敬老年金等16件廃止予定） | 3-① | 56,015 |
| ② 老人入浴サービス事業の廃止 | 3-⑤ | 5,971 |
| ③ 敬老会事業の見直し（継続するが事業内容を見直す。） | 3-⑥ | 8,000 |
| ④ 金婚者お祝い事業の見直し（継続するが事業内容を見直す。） | 3-⑦ | 686 |

3 手数料・使用料の見直し

| | 番号 | 増収額(千円) |
|--------------|-----|---------|
| ① 手数料の見直し | 4-⑬ | 4,439 |
| ② 使用料の見直し | 4-⑭ | 2,800 |
| ③ 幼稚園授業料の見直し | 4-⑮ | 2,270 |
| ④ 保育料の見直し | 4-⑯ | 4,989 |
| ⑤ 総合健診の見直し | 4-⑰ | 2,230 |

4 職員関係の見直し

| | 番号 | 削減額(千円) |
|-----------------|-----|---------|
| ① 松前町職員の削減 | 5-① | — |
| ② 松前町職員被服等貸与の廃止 | 5-② | 1,308 |
| ③ 特殊勤務手当の見直し | 5-③ | 623 |
| ④ 保育士手当の廃止 | 5-④ | 3,496 |

Ⅲ 「改革の基本方針」に基づく改革の見通し

1 住民の理解と民間資源の活用を基本に改革する(新たな収入源の確保、民間活力の導入)

(単位：千円)

| 事務事業名 | 改革の方針 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|-------------------|--|------------|-------|-------|--------|
| ① 新市街地形成ゾーンの計画的整備 | 第3次松前町総合計画に定めた新市街地形成ゾーン(役場東から国道56号までの一団の地域)への(株)フジの立地促進を図る。 平成18年末の完成を目標とする。立地後の試算による税収額は、約2億円であるが、税収増になった場合、交付税が75%削減されるため、5,000万円の増収を見込む。 | (増収額) 0 | 0 | 0 | 50,000 |
| ② 国土調査の一筆調査の外注化 | 国土調査の一筆調査に外注化を導入し、国土調査の早期完了による適正課税の早期実現、人件費の削減を図る。 完了予定を平成30年から平成26年に4年間短縮することにより合計で1億2,600万円の削減を図る。また、完了後は国土調査課を廃止するとともに、職員の6人削減を図る。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③ 幼稚園フリー教諭の見直し | 学校教育法及び幼稚園設置基準に基づき職員を配置し、それに加え、更にフリー教諭を配置しているが、その勤務体系を園児の登園時間にする。 現在幼稚園に配置しているフリー教諭をパート職員とし、勤務時間を見直すとともに、園児の登園する日の勤務とする。 | (削減額) 0 | 2,977 | 2,977 | 2,977 |
| ④ 町立保育所の民営化計画 | 保護者の要望への柔軟な対応、臨時保育士率の改善、正職員の削減の観点から保育所の民営化について平成17年度に検討委員会を設置し、検討する。また、統廃合についても検討する。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑤ 町民課住民係窓口業務の改善 | 住民サービスの向上を図るため、町民課住民系の戸籍、住民票等の証明業務を1時間延長する。平成17年1月から3月までを試行期間とし、その利用状況を考慮し、4月以降の取り組みを判断する。 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 事務事業名 | | 改革の方針 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|-------|------------------------------|---|-----------------|--------|--------|--------|
| ⑥ | ふるさとライブラリーの運営方法の改善 | 住民の利用しやすいライブラリーとするため、閉館時間を1時間延長するとともに、月曜日も開館する。正職員、臨時職員による運営を、臨時職員、パート職員による運営に変更する。また、住民サービスの向上を図るため、図書館法に基づく図書館について検討する。 | (削減額) 0 | 10,543 | 10,543 | 10,543 |
| ⑦ | 福祉センター、文化センター、体育館等の管理運営方法の検討 | 地方自治法の改正に伴い導入された指定管理者制度（松前町が指定するものが公の施設を管理することが可能）の導入について具体的に検討する。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑧ | 地区公民館の管理運営方法の検討 | 公民館の運営、事業全般にわたって住民との協働を基本に企画、検討する機関として公民館運営委員会を平成17年度に設置し、誰でも利用できるコミュニティセンターについて検討する。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑨ | 松前町消防団組織の再編 | 消防団組織の強化を図るため、現在の3分団制から9分団制に再編するとともに団員の身分の変更を行う。また、消防施設、設備の更新にあたって効率的な整備を行う。 | (削減額) 51 | 51 | 51 | 51 |
| ⑩ | 庁舎管理、電話交換委託の見直し | 庁舎の清掃業務の業者委託は共有部分のみとし、残りの部分は職員で実施する。また、終日の電話交換業務の委託を午前中の委託に変更し、午後は職員が実施する。 | (削減額) 10,350 | 10,350 | 10,350 | 10,350 |
| ⑪ | 義農祭会場設営等委託の見直し | 式典及びふるさと市の会場設営、撤去作業を職員が実施する。 | (削減額) 158 | 158 | 158 | 158 |
| ⑫ | 広報配送委託の見直し | 広報まさき等の配送業務を職員が実施する。 | (削減額) 378 | 378 | 378 | 378 |
| ⑬ | 広報まさきの頁数の見直し | 住民が読みやすい広報にするため、記事を厳選し、ページ数の削減を図る。 | (削減額) 2,239 | 2,239 | 2,239 | 2,239 |
| ⑭ | 福祉センター、文化センター等の管理委託の見直し | 清掃業務の業者委託は各施設の共有部分のみとし、残りは職員で実施する。また、各施設の点検回数を見直しを行う。 | (削減額) 4,872 | 4,872 | 4,872 | 4,872 |
| ⑮ | 公園、体育館等管理委託の見直し | 定期清掃を廃止するとともに、清掃従業員の人数の見直しを行う。 | (削減額) 6,115 | 6,115 | 6,115 | 6,115 |
| 計 | | | 24,163 | 37,683 | 37,683 | 87,683 |

2 聖域なく改革する（町有財産の有効利用、委員会の報酬等の見直し）

（単位：千円）

| 事務事業名 | | 改革の方針 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|-------|------------------|--|----------------|-------|-------|-------|
| ① | 普通財産の処分に関する規定の制定 | 普通財産の処分等に必要な財務規則を見直すとともに、事務取扱要領等を制定し、町の所有する財産で利用されていない財産の処分等を図る。 | (増収額) 5,500 | 0 | 0 | 0 |
| ② | 委員報酬の見直し | 特別職報酬等審議会を毎年開催し、特別職等の給料、報酬額を検証する。また、市町村に必置となっている教育委員、選挙管理委員、農業委員、固定資産評価審査委員、監査委員の報酬についても審議会の意見を基に検討する。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③ | 食糧費の見直し | 現在支出している食糧費を再度精査し、住民への説明責任が果たせる支出とする。 | (削減額) 0 | 415 | 415 | 415 |
| ④ | 議会議員研修見直し | 常任委員会研修旅費を一人当たり2万円減額し、10万円の上限とする。また、議会運営委員会・議会広報編集特別委員会の研修を隔年の実施とする。 | (削減額) 0 | 980 | 980 | 980 |
| ⑤ | 統括広報委員研修見直し | 研修日数を見直し2泊3日を1泊2日とする。 | (削減額) 0 | 404 | 404 | 404 |
| ⑥ | 交通安全指導員研修見直し | 任期中1回の研修とするため2年に1回の研修とする。 | (削減額) 0 | 466 | 466 | 466 |
| ⑦ | 選挙管理委員会委員研修見直し | 任期中1回の研修とするため4年に1回の研修とする。 | (削減額) 0 | 127 | 127 | 127 |
| ⑧ | 消防団幹部研修見直し | 研修旅費の上限を5千円削減し25千円とする。消防署の随行職員を廃止する。 | (削減額) 0 | 161 | 161 | 161 |
| ⑨ | 農業委員会委員研修見直し | 任期中1回の研修とするため3年に1回の研修とする。 | (削減額) 0 | 473 | 473 | 473 |
| ⑩ | 民生・児童委員会委員研修見直し | 任期中1回の研修とするため3年に1回の研修とする。 | (削減額) 0 | 1,261 | 1,261 | 1,261 |
| ⑪ | 人権擁護委員研修見直し | 任期中1回の研修とするため3年に1回の研修とする。 | (削減額) 0 | 27 | 27 | 27 |
| ⑫ | 教育委員会研修見直し | 4年に1回の研修とするべきであるが、任期が一定でないため現在実施している隔年での研修とする。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑬ | 体育指導委員研修見直し | 任期中1回の研修となっているので、現在実施している方法で継続する。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | | 5,500 | 4,314 | 4,314 | 4,314 |

3 ゼロベースで改革する（報償費・補助金・負担金の見直し）

（単位：千円）

| 事務事業名 | 改革の方針 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|------------------------|--|--------------|--------|--------|--------|
| ① 補助金等の見直し | 現在交付している全ての補助金を、補助金等交付基準に基づき見直し、透明性、公平性のある支出とする。 平成15年度には、75件の補助金を交付しているが、そのうち敬老年金支給事業、商工会補助金、漁業組合補助金、農地流動化助成金等16件の補助金を平成17年度から廃止する予定にしている。 | (削減額) 0 | 56,015 | 56,015 | 56,015 |
| ② 負担金の見直し | 松前町が支出している全ての負担金を、負担金等支出（見直し）の考え方に基づき見直す。 平成16年度には、231件の負担金を予算計上しているが、そのうち伊予郡町村会、伊予郡議長会、伊予郡社会福祉協議会負担金等41件の負担金を平成17年度から廃止する予定にしている。 | (削減額) 0 | 7,492 | 7,492 | 7,492 |
| ③ 特別旅費の見直し | 庁外での勤務に要する出張旅費（特別旅費）を見直す。 | (削減額) 500 | 500 | 500 | 500 |
| ④ 福祉車両貸付事業の見直し | 現在車両の貸付を行っている社会福祉協議会等の自立が認められるため、松前町公用車貸付要綱を廃止し、今後は車両貸付の支援は行わない。 | (削減額) 0 | 3,111 | 3,111 | 3,111 |
| ⑤ 老人入浴サービス事業の廃止 | 平成3年度から地域福祉基金の運用益で実施していた事業であるが、運用益が少額になり社会情勢に合致しない。また、入浴券の有効期限である年度末の利用が普通の月の3倍以上と多いため廃止する。 | (削減額) 0 | 5,971 | 5,971 | 5,971 |
| ⑥ 敬老会事業の見直し | アンケート調査の結果を踏まえ平成17年度から敬老会の趣旨にふさわしい事業に変更する。記念品は、成人式、少年式の記念品と比較して高額なため、廃止する。長寿者表彰（100歳以上）は継続する。 | (削減額) 0 | 8,000 | 8,000 | 8,000 |
| ⑦ 金婚者お祝い事業の見直し | 節目でのお祝いは必要であるが、厳しい財政状況の中、行政が実施すべき事業とは考えにくい。そのため単独の事業としては廃止し、適切な方法で対応する。 | (削減額) 0 | 686 | 686 | 686 |
| ⑧ 福祉バス運行事業の見直し | 平成17年度も継続して実施するが、松前町福祉バス運営委員会を開催し、より利用者が増える方法を検討する。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑨ 国民健康保険健康優良家庭表彰事業の見直し | 医療を受けなかった世帯に商品券を送っていたが廃止し、この経費により人間ドック、脳ドックの保健事業の充実を図る。 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 事務事業名 | | 改革の方針 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|-------|---------------------------|--|--------------|--------|--------|--------|
| ⑩ | 松前町老人保健健康老人表彰事業の見直し | 医療を受けなかった世帯（老人保健該当世帯）に商品券を送っていたが廃止し、総合健診支援事業の充実を図る。 | (削減額) 0 | 500 | 500 | 500 |
| ⑪ | 松前町重度障害者(児)タクシー使用助成事業の見直し | 障害者の交通手段の確保と経済的負担の軽減を図るため引き続き実施するが、本人確認のためタクシー乗車時に手帳を提示し検証する。また、不正利用を防止するため事業の主旨を周知する。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑫ | 小規模シルバー人材センター育成支援事業の創設 | 【新規事業】 シルバー人材センターの事務所開設に必要な備品、事務所の修繕費用を補助し、元気な高齢者の社会参加の促進を図る。 | (新たな支出) 0 | △1,698 | 0 | 0 |
| ⑬ | 転倒予防教室事業の創設 | 【新規事業】 高齢者ができる限り要介護状態になることなく、健康で生き生きとした老後生活を送れるよう転倒予防教室を開催する。 | (新たな支出) 0 | △ 75 | △ 75 | △ 75 |
| ⑭ | 高齢者筋力向上トレーニング事業の創設 | 【新規事業】 転倒骨折の防止、運動機能低下防止の観点からトレーニング機器を整備し、筋力向上による高齢者の運動機能の向上を図る。 | (新たな支出) 0 | △1,730 | △480 | △480 |
| ⑮ | 生涯現役、健康体操教室事業の創設 | 【新規事業】 いつまでも元気で、在宅で暮らせるように健康体操教室を開催し、介護予防を図る。 | (新たな支出) 0 | △ 500 | △ 500 | △ 500 |
| ⑯ | 高齢者水泳教室の創設 | 【新規事業】 水泳で身体を鍛え、健康で生き生きとした老後生活が送れるように水泳教室を開催し、介護予防を図る。 | (新たな支出) 0 | △ 360 | △ 360 | △ 360 |
| ⑰ | 総合健診支援事業の創設 | 【新規事業】 病気の早期発見、早期治療に加え、生活習慣病の予防に重点をおいた施策とするため、総合健診の基本健診を無料にする。 | (新たな支出) 0 | △3,118 | △3,118 | △3,118 |
| ⑱ | 高齢者虐待防止ネットワーク運営事業の創設 | 【新規事業】 高齢者の虐待防止を図るため、行政と関係機関とのネットワークにより、連携強化を促進し、支援体制の強化を図る。 | (新たな支出) 0 | △ 50 | △ 50 | △ 50 |
| 計 | | | 500 | 74,744 | 77,692 | 77,692 |

4 公正の確保を基本に改革する（町税等の収納率の向上、受益者負担の適正化）

（単位：千円）

| 事務事業名 | 改革の方針 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|------------------------|--|------|------|------|------|
| ① 町税滞納対策事務の強化 | 滞納者の実情に応じ、誠意のない者に対しては差し押え等の最終手段も念頭に入れた滞納対策を実施する。新規滞納の抑制について重点的に取り組む。また、愛媛県及び県内市町との連携強化により租税債権管理機構の設立を検討し、滞納対策の強化に努める。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 家賃滞納対策事務の強化 | 平成14年12月に制定した「松前町営住宅家賃滞納整理要領」に基づき法的措置も含め対応しており、家賃の収納率の向上がみられる。新規滞納の抑制について重点的に取り組む。今後は、悪質な滞納者に対しては、同要領に基づき法的措置も含め厳正に対処していく。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③ 保育料滞納対策事務の強化 | 保育所長による個別指導により滞納を解消する。常習的な滞納者には入所廃止の処分を行う。新規滞納の抑制について重点的に取り組む。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ④ 災害援護資金貸付金滞納対策事務の強化 | 本人及び連帯保証人への個別徴収を引き続き実施する。新規滞納の抑制について重点的に取り組む。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑤ 住宅新築資金貸付金滞納対策事務の強化 | 催告書の送付回数を増やすとともに、戸別徴収を実施する。新規滞納の抑制について重点的に取り組む。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑥ 老人保護措置費用滞納対策事務の強化 | 施設入所者の金銭管理は家族がしているため、家族に対し支払いの催告を行い、支払い義務意識の徹底を図る。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑦ 在宅福祉サービス負担金滞納対策事務の強化 | 現在の戸別徴収に加え、滞納者に対しては、完納されるまでヘルパー、デイサービス等のサービスを中止する。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑧ 水道料滞納対策事務の強化 | 滞納者に対しては給水停止措置が可能であるが、生活権等の関係から実施は難しく、現在の対策（督促状の送付、集金人による集金）を引き続き実施する。新規滞納の抑制について重点的に取り組む。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑨ 下水道使用料滞納対策事務の強化 | 制度が新しいため、負担金についてはその趣旨を周知するとともに、今後は夜間徴収を実施する。使用料については、制度を理解し接続しているので滞納は少ないため個別の徴収を実施する。新規滞納の抑制について重点的に取り組む。 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 事務事業名 | | 改革の方針 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|-------|--------------------------|---|------------|--------|--------|--------|
| ⑩ | 介護保険料の滞納対策事務の強化 | 年金の支給月に限らず、また、世帯内に限らず家族すべてを含めた折衝を行う。新規滞納の抑制について重点的に取り組む。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑪ | 奨学資金滞納対策事務の強化 | 奨学資金借入者及び連帯保証人との面談を強化する。平成5年3月以降の実績がないため制度の廃止を検討する。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑫ | 道後平野土地改良区組合費賦課金徴収委託事務の強化 | 道後平野土地改良区の事務のため、連携を図りながら滞納対策を進める。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑬ | 手数料の見直し | 昭和56年度以降改定が行われていない手数料が多数存在する。受益者負担の公平性を確保するため、各種証明等に要する原価計算を行い、手数料の見直しを検討する。住民票、戸籍、印鑑、納税などの各種証明手数料の改定について検討を行う。 | (増収額) 0 | 4,439 | 4,439 | 4,439 |
| ⑭ | 使用料の見直し | 松前町が設置している各施設の減免規定を、受益者負担の公平性の観点から統一的な規定とする。また、事務の簡素化の観点から全額免除、半額免除とする。 | (増収額) 0 | 2,800 | 2,800 | 2,800 |
| ⑮ | 幼稚園授業料の見直し | 平成7年度から10年間見直していない幼稚園の授業料を、幼稚園の維持管理費に一定割合を乗じ、近隣市町との均衡も考慮し、5,000円から6,000円に改定する予定にしている。 | (増収額) 0 | 2,270 | 2,270 | 2,270 |
| ⑯ | 保育料の見直し | 平成13年度から見直していない保育料を、国の基準及び周辺市町との均衡も考慮し、4%増の改定を予定している。 | (増収額) 0 | 4,989 | 4,989 | 4,989 |
| ⑰ | 総合健診の見直し | 松前町の財政状況及び周辺市町の状況を総合的に考慮し、総合健診の減免規定を見直し、受益者負担の適正化を図る。また、肺がん（喀痰）検診については有料(300円)にする。 | (増収額) 0 | 2,230 | 2,230 | 2,230 |
| ⑱ | ごみ袋有料化事業の創設 | ごみの減量化、リサイクルの推進及び負担の公平性を図るため、可燃ごみの有料化について平成17年度中に具体的に検討し、平成18年度から実施する。粗大ごみについては、平成17年度から現在のステーション方式を各戸収集に変更する。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | | 0 | 16,728 | 16,728 | 16,728 |

5 最小の経費で最大の効果を挙げるように改革する (人件費の抑制、組織の再編と職員の意識改革)

(単位：千円)

| 事務事業名 | | 改革の方針 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|-------|----------------|--|--------------|-------|-------|-------|
| ① | 松前町職員の削減 | 平成12年度と平成15年度を比べると13人、金額で1億543万円の削減を図っているが、今後も職員適正化計画に基づき更に削減を図る。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② | 松前町職員被服等貸与の廃止 | 現在個人貸与している制服はすべて廃止する。また、各課で購入している現場作業服の購入も廃止する。 | (削減額) 0 | 1,308 | 1,308 | 1,308 |
| ③ | 特殊勤務手当の見直し | 特殊勤務手当は、著しく危険、不快等の業務に従事する場合に支給される手当であるが、徴税手当、地籍調査手当、用地交渉手当については、主旨に該当しているとは判断しにくいいため廃止する予定にしている。 | (削減額) 0 | 623 | 623 | 623 |
| ④ | 保育士手当の廃止 | 休憩時間の取得が困難な保育士に支給している保育士手当(時間外勤務手当)を、休憩時間を取得できるように工夫することにより廃止する。 | (削減額) 0 | 3,496 | 3,496 | 3,496 |
| ⑤ | 賃金の見直し | 一般事務をパートで雇用する場合の時給は、一時雇用の単価(625円)とし、その適用を進める。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑥ | 氏名章・職員証の見直し | 制服の廃止に伴い住民と職員の区分を明確にするとともに職員の更なる責任感の高揚を図るため、氏名章を変更する。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑦ | 財務規則の見直し | 公有財産の管理方法、出納員等の機能の活用、負担行為の審査のあり方を見直し、より適正かつ正確な事務処理が図れるように財務規則の改正を行う。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑧ | 法規集の整理統合 | 利用頻度の少ない法規集、インターネット等で検索できる法規は廃止する。(135件のうち55件、40.7%を廃止する。) | (削減額) 0 | 3,171 | 3,171 | 3,171 |
| ⑨ | 町例規集の見直し | 例規集(2冊組)の職員への個人配布を見直す。将来的には、総合行政システムの更新に伴い端末で例規集を見れるようにし、更に見直す。 | (削減額) 0 | 299 | 299 | 299 |
| ⑩ | ライブラリー購入図書の見直し | 常設図書の充実(8万冊以上)に伴い、購入図書を厳選することにより購入冊数を削減する。(2,000冊→1,500冊) | (削減額) 774 | 774 | 774 | 774 |

| 事務事業名 | | 改革の方針 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|-------|---------------------|--|-----------------|---------|---------|---------|
| ⑪ | まさき文化祭出品、出演記念品の見直し | 文化祭への出品、出演者は、自主的な生涯学習活動の発表であり、出品者等に記念品を出す必要性が低いため廃止する。 | (削減額) 630 | 630 | 630 | 630 |
| ⑫ | 消防水利等管理費負担金の見直し | 消防水利のための消火栓、補水装置の維持・管理に要する水道事業特別会計への費用の負担方法を、現在設置している消火栓等の基数に単価を乗じた額とする。 | (削減額) 0 | 4,667 | 4,667 | 4,667 |
| ⑬ | 早船川生活排水汚濁水路浄化事業の見直し | 公共水域の水質改善のため早船川生活排水汚濁水路浄化事業を実施しており、その効果を測定するため年12回実施していた水質調査を、季節ごとの年4回に変更する。 | (削減額) 0 | 367 | 367 | 367 |
| ⑭ | 英語指導助手派遣事業の見直し | 自治体国際化協会から斡旋があった英語指導助手（ALT）は、性別、人物、語学力を問わず派遣されるため、民間からの人材派遣に変更し、より効果的な学習を実施する。 | (削減額) 0 | 0 | 0 | 1,500 |
| ⑮ | 公共事業のコスト削減の検討 | 松前町が実施する公共事業のコスト削減を図るため「公共事業コスト削減対策に関する行動計画」を策定する。 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑯ | その他の事務事業の見直し | 平成16年度当初から、建設事業予算枠の設定、工事入札方法の変更、コミュニティー農園設置事業、中学生海外派遣事業の廃止等を実施している。 | (削減額) 63,300 | 61,772 | 61,772 | 61,772 |
| 計 | | | 64,704 | 77,107 | 77,107 | 78,607 |
| 合計 | | | 94,867 | 210,576 | 213,524 | 265,024 |

【松前町改革会議委員名簿：役職は就任当時】

| | |
|---------|-----------------|
| ◎ 妹尾 克敏 | 松山大学教授 |
| 戒田 順 | 松前町経済懇話会会長 |
| 山口 久夫 | 西古泉区長 |
| 白石 雅造 | 愛媛県町村議会議長会事務局長 |
| 山本 章 | 行政改革懇談会委員 |
| ○ 藤岡 緑 | 行政改革懇談会委員 |
| 渡瀬 紀代 | 民生委員・児童委員 |
| 大西多美子 | 文化センター運営委員会副委員長 |
| 早瀬 和子 | 農業委員 |
| 重川 利春 | 副議長 |
| 三好 悦男 | 監査委員 |
| 石川 晋吾 | 助役 |

(敬称略、順不同) ◎会長 ○副会長





行政改革に関するアンケート調査票

1 あなたの性別は

| | |
|------|------|
| 1 男性 | 2 女性 |
|------|------|

2 あなたの年齢は

| | | |
|--------|----------|--------|
| 1 10歳代 | 2 20歳代 | 3 30歳代 |
| 4 40歳代 | 5 50歳代 | 6 60歳代 |
| 7 70歳代 | 8 80歳代以上 | |

3 行政改革に関するご意見・ご要望等

| |
|-------|
| ----- |
| ----- |
| ----- |
| ----- |
| ----- |
| ----- |
| ----- |
| ----- |
| ----- |
| ----- |
| ----- |



○「町民課住民係窓口」の証明業務を1時間延長(6時15分まで)しています。
(詳しくは22頁をご覧ください。)

○「ふるさとライブラリー」の閉館時間を4月から1時間延長(7時まで)し、
月曜日も開館します。(詳しくは23頁をご覧ください。)

行政改革に関するアンケート調査について

行政改革に関する皆様のご意見をお伺いするためアンケート調査を実施します。一人でも多くの方のご意見をお聞かせ下さい。

アンケート調査票の返送は平成17年2月15日(火)までをお願いします。

郵便はがき

料金受取人払

松前郵便局
承認
57

差出有効期間
平成17年2月
15日まで
(切手不要)

791-3190

松前町役場
企画財政課
行

伊予郡松前町
大字筒井631



7913190

16

愛媛県 松前町 企画財政課

TEL 089-985-4101

FAX 089-985-4148

<http://www.town.masaki.ehime.jp/>

E-mail: kikaku@town.masaki.ehime.jp

2100

PRINTED WITH
SOYINK